

令和5年度の土木関係設計単価の改定及び公表について

令和5年度の土木関係設計単価の改定及び公表方は以下を基本として実施する。

1 土木関係設計単価

(1) 定期改定

- ・令和5年4月制定（新規制定）
- ・令和5年7月、10月、1月改定

(2) 臨時改定

- ・上記（1）の定期改定月以外の毎月、臨時改定を実施
- ・物価資料を根拠に設定している全資材の改定を実施

2 土木関係設計単価（公表・閲覧用）について

(1) 定期改定

県ホームページ及び各総合支庁建設総務課にて公表

(2) 臨時改定

臨時改定は物価資料を根拠として資材価格を設定するため、単価の公表が出来ないことから、土木関係設計単価（公表・閲覧用）は作成しない。

臨時改定対象資材は、臨時改定対象資材一覧（PDF ファイル）を県ホームページ上に公開する。